

議案第40号

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年5月13日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 特別区民税の減免を区長の職権で行うことを可能にするるとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「又は金銭」を削る。

第36条第1項各号列記以外の部分中「つぎの各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第2号中「または」を「又は」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、区長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、区民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。